

社会福祉法人 広島博愛会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 特別養護老人ホームの経営
- ロ 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 老人デイサービスセンターの経営
- ロ 老人短期入所事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人広島博愛会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

二 この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を広島市佐伯区五日市町大字下河内五九一番地の一に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に、評議員七名以上九名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 二 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 三 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 四 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 五 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成する事を要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するもの）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度一人あたりの総額二万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給に基準に従って算定した額を報酬として支給する事が出来る。

第三章 評議員会

(評議員会の構成)

第一〇条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11)解散
- (12)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヶ月以内に一回開催するほか、三月及び必要がある場合に開催する。

二 評議員会の運営はこの定款による他、別に定めるところによる。

(招集)

- 第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 二 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 二 前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 四 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 二 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名以上八名以内

(2) 監事 二名

二 理事のうち一名を理事長とする。

三 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

二 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

二 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

二 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

三 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四ヶ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 二 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 三 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬規程の支給の基準に従った額を報酬として支給する事が出来る。

(責任の免除)

第二四条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二十五条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十三条第一項第二号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二十六条 この法人に、職員を置く。

二 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。

三 施設の長の他の重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二十七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二十九条 理事会は、理事長が招集する。

二 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 二 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 二 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第三二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
- 二 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 三 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 四 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資

をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して
基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 二 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、
又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 二 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
の附属明細書
(6) 財産目録

- 二 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 三 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三八条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

二 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人広島博愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（平成13年8月10日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	高 橋 義 之
理 事	谷 本 早 苗
"	久 保 博
"	佐々木 文 治
"	宮 田 幸 男
"	竹 本 明 範
監 事	堀 田 正 昭
"	高 橋 栄 一

附 則（平成16年2月26日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更認可の日から施行する。

附 則（平成21年4月9日広島市長届出）

この定款の変更は、平成21年1月28日から施行する。

附 則（平成22年 6月 8日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

附 則（平成28年 9月16日広島市長届出）

この定款の変更は、平成28年9月3日から施行する。

附 則（平成29年 2月 7日広島市長認可）

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 2月27日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

別表

基 本 財 産

土 地

所 在	番 地	地 積
広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷	1 0 1 9 5 番 4	7 8 m ²
"	字大谷丙 1 0 1 9 5 番	9. 9 1 m ²
"	字横田 5 9 1 番 6	1 6 3 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 5 番 5	1 5 m ²
"	字横田 5 9 1 番 8	9. 9 2 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 4 番 3	0. 2 9 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 5 番 2	5 3 m ²
"	字大谷 1 0 1 8 8 番 1	8. 3 8 m ²
"	字横田 5 8 2 番 1	6 4 m ²
"	字横田 5 9 1 番 3	1 4 5 m ²
"	字横田 5 8 9 番 3	2 0 m ²
"	字横田 5 9 1 番 7	1 6 m ²
"	字横田 5 9 2 番 1	8 9 m ²
"	字横田乙 5 9 2 番	5 2 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 5 番 1	4 5 4 m ²
"	字横田 5 9 1 番 1	2 5 m ²
"	字横田丙 5 9 1 番	4 9 m ²
"	字横田丁 5 9 1 番	1 1 9 m ²
"	字横田 5 9 3 番 4	7 2 4 m ²
"	字横田 5 9 1 番 2	3 1 9 m ²
"	字横田 5 9 2 番 2	1 2 5 m ²
"	字大谷 1 0 1 8 8 番 5	5 6 8 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 0 番 5	3 4 0 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 0 番 7	4 4 8 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 0 番 9	1 1 3 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 0 番 1 0	5 1 1 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 0 番 1 1	7 0 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 2 番 1	4 0 0 m ²
"	字大谷 1 0 1 9 2 番 1 1	4 4 7 m ²
"	字横田 5 8 2 番 3	1 6 6 m ²
"	字横田 5 8 7 番 1	9 1 4 m ²
"	字横田 5 8 7 番 3	6. 9 3 m ²
"	字横田 5 8 9 番 1	9 7 m ²
"	字横田 5 8 9 番 9	2 0 3 m ²
"	字横田 5 8 9 番 1 3	7. 5 4 m ²
"	字横田 5 8 9 番 1 8	6. 8 9 m ²
"	字横田 5 9 1 番 1 0	4. 9 5 m ²

広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田 593 番 1	355	m ²
“ 字横田 593 番 3	21	m ²
“ 字横田乙 593 番	6.61	m ²

計 7,224.42 m²

建 物

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田 591 番地 1、582 番地 1、582 番地 3、587 番地 1、587 番地 3、589 番地 1、589 番地 9、589 番地 18、591 番地 2、591 番地 3、591 番地 6、591 番地 7、592 番地 1、592 番地 2、乙 592 番地、593 番地 4

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷 10188 番地 1、10188 番地 5、10192 番地 1、10192 番地 11、10195 番地 1、丙 10195 番地所在

鉄筋コンクリート造スレート葺 6 階建

特別養護老人ホーム五日市あかり園・

軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム ホーム舎（延床面積7,067.90平方メートル）

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位 : 円)

勘 定 科 目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	介護保険事業収入	306,806,254	306,806,133	121
	老人福祉事業収入	91,810,120	91,810,120	0
	受取利息配当金収入	44,533	44,533	0
	その他の収入	566,799	566,796	3
	事業活動収入計(1)	399,227,706	399,227,582	124
	人件費支出	239,151,461	239,151,461	0
施設整備等による収支	事業費支出	97,095,823	97,095,601	222
	事務費支出	41,466,280	41,466,112	168
	利用者負担軽減額	361,410	361,408	2
	その他の支出	243	243	0
	事業活動支出計(2)	378,075,217	378,074,825	392
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	21,152,489	21,152,757	△268
その他の活動による収支	施設整備等補助金収入	267,500	267,500	0
	施設整備等収入計(4)	267,500	267,500	0
	固定資産取得支出	2,978,890	2,978,890	0
	施設整備等支出計(5)	2,978,890	2,978,890	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△2,711,390	△2,711,390	0
	積立資産取崩収入	9,739,998	9,739,998	0
予備費支出	その他の活動による収入計(7)	9,739,998	9,739,998	0
	積立資産支出	7,600,000	7,600,000	0
	その他の活動による支出	1,438,898	1,438,898	0
	その他の活動支出計(8)	9,038,898	9,038,898	0
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	701,100	701,100	0
	予備費支出(10)	0 0	—	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		19,142,199	19,142,467	△268
前期末支払資金残高(12)		238,034,166	240,134,602	△2,100,436
当期末支払資金残高(11)+(12)		257,176,365	259,277,069	△2,100,704

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益 老人福祉事業収益 サービス活動収益計(1)	306,806,133 85,665,188 392,471,321	304,519,113 82,373,202 386,892,315
	費用	人件費 事業費 事務費 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 サービス活動費用計(2)	237,662,250 88,810,671 41,466,112 361,408 26,204,361 △12,203,271 382,301,531	229,472,993 77,511,105 45,832,565 436,404 26,453,296 △12,202,652 367,503,711
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	10,169,790	19,388,604
	収益	受取利息配当金収益 その他のサービス活動外収益 サービス活動外収益計(4)	36,205 566,796 603,001	19,732 1,003,974 1,023,706
	費用	その他のサービス活動外費用	243	0
		サービス活動外費用計(5)	243	0
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	602,758	1,023,706
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	10,772,548	20,412,310
	特別増減の部	施設整備等補助金収益 特別収益計(8)	267,500 267,500	267,500 267,500
	費用	固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金積立額 その他の特別損失 特別費用計(9)	0 267,500 0 267,500	2 267,500 14,898,230 15,165,732
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	△14,898,232
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		10,772,548	5,514,078	5,258,470
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	89,417,665	88,903,587
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	100,190,213	94,417,665
		基本金取崩額(14)	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	0
		その他の積立金積立額(16)	0	5,000,000
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		100,190,213	89,417,665	10,772,548

(注) 受取利息配当金収益において資金收支計算書との差額△8,328円は、五日市あかり園拠点区分の投資有価証券の償却原価法による貸借対照表価格の調整額です。

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	274,234,397	254,955,040	19,279,357	流動負債	28,441,264	30,019,089	△1,577,825
現金預金	217,996,829	203,739,855	14,256,974	事業未払金	14,374,453	14,520,438	△145,985
事業未収金	48,700,661	49,957,742	△1,257,081	預り金	277,475	300,000	△22,525
未収補助金	6,588,000	493,556	6,094,444	職員預り金	5,400	0	5,400
貯蔵品	20,216	0	20,216	前受金	300,000	0	300,000
立替金	132,024	201,132	△69,108	賞与引当金	13,483,936	15,198,651	△1,714,715
前払金	0	256	△256	固定負債	31,181,646	33,096,140	△1,914,494
前払費用	796,667	562,499	234,168	退職給付金	5,133,564	4,908,060	225,504
固定資産	1,363,660,936	1,387,595,835	△23,934,899	長期預り金	26,048,082	28,188,080	△2,139,998
基本財産	1,039,963,786	1,062,227,883	△22,264,097	負債の部合計	59,622,910	63,115,229	△3,492,319
土地	548,509,152	548,509,152	0	純資産の部			
建物	491,454,634	513,718,731	△22,264,097	基本金	1,050,598,170	1,050,598,170	0
その他の資産	323,697,150	325,367,952	△1,670,802	基本金	1,050,598,170	1,050,598,170	0
機械装置	10,913,389	11,552,462	△639,073	国庫補助金等 特別積立金	227,014,298	238,950,069	△11,935,771
車輛運搬具	7	7	0	国庫補助金等 特別積立金	227,014,298	238,950,069	△11,935,771
器具及び備品	8,511,556	9,085,982	△574,426	その他の 積立金	200,469,742	200,469,742	0
権利	406,200	406,200	0	人件費積立金	14,800,000	14,800,000	0
ソフトウェア	297,483	205,358	92,125	施設整備等積立金	31,855,477	31,855,477	0
投資有価証券	55,599	63,927	△8,328	建設積立金	153,814,265	153,814,265	0
長期預り金	26,048,082	28,188,080	△2,139,998	次期繰越活動額 増	100,190,213	89,417,665	10,772,548
積立資産	46,655,477	46,655,477	0	次期繰越活動額 増	100,190,213	89,417,665	10,772,548
措置施設線越資産	14,800,000	14,800,000	0	(うち当期活動 増減差額)	10,772,548	5,514,078	5,258,470
人件費積立資産	31,855,477	31,855,477	0	純資産の部合計	1,578,272,423	1,579,435,646	△1,163,223
施設整備等積立資産	229,210,459	229,210,459	0	負債及び純資産の部合計	1,637,895,333	1,642,550,875	△4,655,542
その他の積立資産	75,396,194	75,396,194	0				
管理費積立資産	153,814,265	153,814,265	0				
建設積立資産	1,438,898	0	1,438,898				
長期前払費用	160,000	0	160,000				
その他の固定資産	10,000	0	10,000				
出資金	150,000	0	150,000				
長期預け金	1,637,895,333	1,642,550,875	△4,655,542				
資産の部合計							

社会福祉法人 広島博愛会

【令和4年度事業報告】

【法人本部】

業界を取り巻く厳しい状況

業界全体の社会福祉に関する資金は、年々増大しており、3年に1回の介護報酬改定においては、全体としてはプラス改定といわれる事も多いが、実態としては新事業や新サービスに対して増額、従来のサービスについては既存の内容を提供しても報酬が下がる形になっているケースが多い。国が政策的に新しい必要なサービスを後押しする為に報酬を多く配置しており、新しいサービスの供給を増やすための施策といえる。逆に言うと、従来通りのサービス内容を提供し続けるだけでは経営が難しくなっている。

毎年、福祉医療機構で業界全体としての経営分析が実施されている。2021年度の決算の平均値をみると、サービス活動増減差額比率は3.1%。当初より利益率3%程度が妥当といわれており介護報酬の施策は予定通りといえる。一方で、赤字経営の割合は、25.9%となっており、全体の約1/4が赤字ということになる。広島市だけで見るともっと多いのではないか?と感じるのが実情だ。又、経費の内訳で見ると大枠としては、人件費率:67.3%、経費比率:23.8%、減価償却費率:4.7%となっており、人件費の占める割合が非常に大きい。赤字法人の多くは余剰人員抱え人件費率が70%を超える法人もある。又、国は政策上介護職員を確保するために処遇改善加算として、人件費の上乗せを推進しており、人件費自体はこれからも上昇することが懸念される。赤字法人でも経営が成立つ理由としては、過去の財産、いわゆる内部留保を取り崩している状態で、まだ積立金を持っているから倒産していないという法人も多くある。

歴史ある社会福祉法人程、利用者にとって手厚い介護があるべき。との考えが根強くある。手厚い介護をする為に職員の数に依存しすぎると利益は確保できない。又、手厚い介護を行うことで、法人の経営が行き詰まり、法人が倒産するようなことがあれば、利用者の為と思ってやっていた事がそもそも生活を脅かしかねない状況にさせてしまう可能性もある。

費用の使い方が予算執行する事に囚われすぎている社会福祉法人も多く、例えば、毎年自動更新のものについては、契約時には検証したけど、その後は見直しが実施されておらず、気が付いたらとても高い支払いや付き合いだから仕方がないと割り切っている法人もある。昨今の戦争等を原因とした物価高騰、光熱費高騰は、これから法人を経営するうえで重要な課題であり、一層経費の見直しは必要だと思う。

社会福祉法人の経営については、人件費の高騰、物価高騰による事業費の増加は避けられない状況である。そのまま対策をうつて経営をしなければ、赤字法人が増えるのは

避けられない事だと思う。広島博愛会についても様々な角度から分析を行い惜しまことなく経営努力を継続したい。

法人の運営状況

令和4年度は新型コロナウィルス感染症に職員及び利用者が度々感染し施設運営と経営面に影響を与えた。職員が感染すると長期的な休みになる為勤怠管理の調整に振り回された。又利用者の感染者の中には入院した方も何人かおられ急な空床が発生した。年間を通して利用率に影響し純粋な介護保険収入は令和3年度比減収となっているが、コロナウィルス感染症に係る経費補助金や職員の危険手当相当に伴う補助金、光熱費高騰への補助金等で前年度比増収となった。

デイサービスについては年度中に近隣のデイサービスのいたるところでクラスターが発生した影響もあり、デイサービスに通うとコロナウィルスに感染する懸念から利用を控える方が多くいた。その影響もあり契約者数は令和3年度と同数だが、実際の利用者は減少し大幅な収入減となった。利用者が減少した事によりデイサービスの職員を異動等により職員数を40%削減し収支のバランスを保った。居宅介護支援事業所も影響を受けたが、光熱費高騰の支援補助金で前年度比増収となった。ケアハウスについてもクラスターの発生により利用料収入は下がったがコロナ感染症や物価高騰対策の補助金収入により増収となった。

法人全体での支出面については各事業所の稼働状況にあわせて職員の必要不必要を整理し部署間の人事異動を行った。前年度と比較すると部署事に人件費の増減の差が現れた。物価高、光熱費高騰の影響は大きくすべての事業所の「事業費」に影響し法人全体で前年度比11,300,000円の増額となった。

結果法人全体で増収ではあったが支出も増え、令和4年度の収支は5%の収支差額で前年度の6%より減率であった。

- ① 介護職員等ベースアップ等支援加算の支給を始めた。毎月の給与にて職種を問わず正職員全員に支給。従前の処遇改善加算や特別処遇改善加算とは別に支給される。今回の支給金も処遇改善加算と同様に介護保険収入に対しての支給比率が決まっている。要するに稼働率が上がれば収入が増え職員各々に毎月の固定額以外にさらに一時金として支給される。
- ② インドネシア人の技能実習生が計画から3年目にしてやっと入国が完了し広島博愛会で令和4年5月より活動する事が出来た。コロナ禍の影響で渡航が出来ない期間も長く仕切り直しであった。実際に受け入れてみると最近の若い日本人にはない勤勉さがあり目的意識も高く、日本語の上位資格の試験に挑み合格、介護の資格取得の為の仕事終了後の勉強等、プライベートの生活習慣を含め自己コントロール能力も非常

に高い。既存の日本人スタッフにも大きな影響を与えた。

- ③ 支出面の比率が高い人件費を削減しなければ効果的な支出抑制は出来ない。職員を辞めさせない努力を最重要課題として長年運営してきたが、令和4年度後期には職員と面談を行い給与面のすり合わせを行った上での他法人施設への異動等を行った。又、単純に職員を減らすだけでは業務にも支障が生じる部分もあり、既存の介護業務を洗い直した上で、職員が必要とされる事業については外国人で補填していく。物価高騰を踏まえた人件費の事を鑑みれば当面の新規採用者は外国人にシフトし、厳しい社会情勢を乗り越え事業を継続させる。
- ④ コロナの感染状況による職員の勤務が予定通りにならず不規則になる中、広島博愛会独自のカリキュラムを全職員に1講座5分程度で、パソコンやスマートフォンで何処でも都合の良い時に受講できるオンライン講座を令和4年度も継続した。受講後には研修内容に伴ったテストがあり回答する様になる。受講率及び正解率がわかり職員各々の取組み状況や理解度が把握出来る仕組みである。毎月管理部で定めたカリキュラムをこなし他職種の業務内容も含めオールマイティで知識のある職員を育てる。空いた時間を有効に活用し学習する習慣を職員が身に付ける事が出来た。
- ⑤ 実習生の受入体制はコロナ禍でも継続した。令和4年度も前年同様オンラインと現場実習のハイブリット形式で受入れた。看護や介護の学校では、国家試験資格が控えていることもあり、受験資格を得るために、規程の実習を履修する必要がある。施設側は将来の職員採用の為に実習生を受入れる側面もある。1日4人が上限で限られたエリアでの距離を置いた利用者との接触という形で実習生を受入れた。次年度は上限数を上げる予定である。
- ⑥ 広島市内の同業者の認知症介護の研修会や施設内の人材育成、及び地域の認知症ケアの向上に協力している。法人内に認知症介護指導者の資格を持っている職員がいる。長期間必要な研修は業務時間等で事業所の負担は掛かるが、専門性のある職員がいる事でケアの質の向上を図る事が出来る。前年度はコロナ禍により研修の回数も少なく活動は控えめであったが今年度もオンライン研修を中心に予定回数は実施出来た。
- ⑦ 光熱費の高騰は事業所を中心とした高圧電力を利用している建物により厳しい状況であった。博愛会館内の空調設備は共用部分については重油、個室や詰所等は電気で稼働している。重油で稼働している空調は光熱費が高騰する前は24時間運転していた。オムツやバッドの容量や交換サイクルを見直し利用者に負担をかけない対応や換気時間等、夜間の業務スケジュールを見直し夜間の空調の運転を止めた。又、電気で稼働している空調については、電気料金を見直し契約内容を変更した。節電設備を取り付け電力が使いすぎている時には電話から自動音声が流れる装置や電力監視モニターが特養の詰所とケアハウスの食堂に設置され目視でも電力の使用状況が確認できる各種装置を設置し光熱費を抑える為、職員共通の節電意識で努力を続けた。

- ⑧ 法人全体での令和4年度中の退職者は正職員6名、非常勤2名であった。
- ⑨ 令和4年度の感染症については、ノロウィルス及びインフルエンザの発生件数は0件、コロナウィルスについては特養及びケアハウスでそれぞれクラスター発生し職員の陽性者は年間延べ人数29名、入居者及び利用者については年間延べ人数26名で合計55名が感染した。又、濃厚接触者で休みとなった職員は32名であった。
- ⑩ コロナ禍で久しぶりの広島市の社会福祉法人監査があったが文章指導及び口頭指導の指摘事項はなく、健全な運営経営と認められた。
- ⑪ 法人内各施設について家族や外部機関からの苦情申立や、利用者及び職員の業務中の大きな事故は特になかった。
- ⑫ 職員とご家族の日頃の人間関係が良好な事もあり、利用者からの利用料の回収不能金等の未収金は今年度も0件であった。
- ⑬ あかり園地域交流スペース内で毎週月曜日に行っていった地域住民との百歳体操は地域共生社会の実現に向けた連携や将来の顧客確保として大事にしていたがコロナ禍により令和4年度も年間を通して開催出来なかつた。尚、令和5年度についてはコロナの扱いが5類になる事から7月末より開催予定。
- ⑭ 地域交流として、例年、500人程度が集まる夜間開催の祭りを屋外で開催していたが令和4年度についても参加者数のコントロールが難しくコロナウィルス感染症の対策が間に合わないとの判断から中止にした。
- ⑮ 高齢者、保育、障害等の垣根を越えて横の繋がりで連携を保ち災害に備える。広島県社協の旗のもと広島県全域の社会福祉法人が協定を結び、高齢か広島市の中でも区事に執り行う事となっている。佐伯区の高齢者施設の取りまとめはあかり園が行っており、保育等他種別の社会福祉法人と定期的な情報交換を行っている。有事の際は被災した施設に必要な生活物資等を渡す役割を担う。又、地域と災害相互応援協力協定を取り交わしている。例年、広島市から大雨警報による避難勧告が発令し一般の地域住民が避難しに来られるが令和4年度についてはコロナの影響を鑑み三密を防ぎ施設にウィルスを持込まない為に一般の避難者は受け入れず、地域在住の要介護者のみ受入れる体制とした。令和5年度からは一般避難者も人数制限を行い段階的に再開する。
- ⑯ 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に当施設も加入しているが連盟の役員や部会活動もしており、公益性、非営利性の部分において他社会福祉法人と協同で社会地域における福祉の発展、充実に微力ながら貢献出来た。

【特別養護老人ホーム 五日市あかり園】

令和4年度についても、入居後3日目迄の抗原検査等を行う等、コロナウィルスを施設内に持ち込まない為の対策を行い、積極的に利用者を受け入れた。又、職員が濃厚接触者として扱われ出勤が出来ない状況になった場合でも少ない職員数で業務が継続出来る仕組みを元にコロナ禍を乗り切った。職員の欠勤が1名出る事にサービスの内容を変更省略するあかり園独自のBCP(事業継続計画)を定め実施した。度重なる職員及び利用者の感染、クラスターの発生等もあり実利用率は若干下がったがコロナ関連や光熱費の補助金等により結果としては前年度比増収となった。人件費についてはデイサービスからの異動職員分やクラスター発生時の補助金の危険手当分の支払いにより前年比経費増。事業費については物価高騰、光熱費高騰の影響により支出増。事業費の増額の影響は大きく収支増減差額は前年度の7%から4%の減収となった。

- ① 小規模特養の稼働状況については利用率97.9%で前年度比減少、実利用率93.6%と前年度比横ばいであった。
- ② ユニット型特養についても、利用率98%で前年度比減少、実利用率92.5%となり実利用率が前年度より0.9%の減少となった。
- ③ 単独ショートステイについては、稼働率は0.2%減少し年間稼働率が68.3%であった。
- ④ 年度中、職員は19名、入居者は13名が新型コロナウィルスに感染した。
- ⑤ 大学及び専門学校からも実習生の受け入れを積極的に行った。今年度もオンライン研修と感染対策を施した上で実地研修のハイブリッド形式で行った。将来の人材確保につながるように務めた。又、専門校からの実習生の受入が全くない他法人の施設も多く存在する中、専門校側に様々なアプローチをかけ実習受入施設に取り組んでいる。生徒数も定員割れしている学校がほとんどで学生も少ない。新型コロナの影響により他法人の施設実習がキャンセルになった学生など、実習校に配慮し市中の感染状況を鑑みながら受入を行った。
- ⑥ 施設内には認知症指導者研修を受講した職員を中心に、広島市や老人福祉施設連盟の研修講師をはじめ施設内研修会に努めた。職員も普段の業務に追われる中で、改めて利用者の思い等を感じている。認知症高齢者が増加の一途を辿る中、認知症ケアは必須、取組を深め、理論的なケアの実践に努める。
- ⑦ 高齢者虐待防止は高齢者施設において最重点項目であり、定期的に施設内勉強会を実施した。行政からの虐待による保護受入れを市中のコロナ感染症状況をみながら行った。定期的なカンファレンスを行い被害者及び加害者、第三者による仲介等初めて経験する事も多く職員にとっても業界人として学ぶべき実体験が多くある。虐待件数は業界で増加しており、今後も絶対にあってはならない事と認識し、各職員が職場環境づくりに努めた。

【軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム】

五日市グリーンヒルホームについては、入居予定の方がコロナに感染し入居中止になるケースや入居予定の方の同居家族が感染した事で入居が延期にもなり、稼働率にも影響を受けた。又、度重なる職員及び利用者の感染、クラスターの発生等もあり実利用率は若干下がったがコロナ関連や光熱費の補助金等により結果としては前年度比増収となった。事業費については物価高騰、光熱費高騰の影響を受け大幅に支出が増えたが、年度中の補助金収入の影響は大きく収支差額は6%となり前年度より2%増となった。

年間を通じて、職員は7名、入居者は13名が新型コロナウィルスに感染した。職員の配置基準上人々の人員が少ない為、クラスターが発生した時の感染対応は介護職員以外の応援も含め総力戦であったが外部の応援なしで乗り切った。

新型コロナウィルス感染症の影響により本年も入居者の外出制限を行った。病院等必ず本人が行かなければ生活が成立しない場合に限り通常の外出を認め、趣向品等の買い物は感染状況に応じて定められた場所と時間で行った。

又、生活リズムを乱さないためにも、施設内を歩いてもらう日課や施設内のラジオ体操の回数を増やし、極力体を動かせる機会を設けた。又、生活の変化によって認知症が発症してしまう高齢者は一般的に多いため、それを防ぐ工夫をした。家族の訪問が難しい為、職員と入居者の会話の時間、家族から頻回に電話してもらうなどして、心理状態を把握するように努めた。そうすることで、身体的な疲労の軽減だけでなく気持ちにもゆとりができ、不安も軽減する事が出来た。

コロナ禍の為、地域との土砂災害も想定した相互間防災訓練をはじめ屋外での訓練は行わず施設内のみでの少数グループ事でのシミュレーションを行った。利用者の方一人一人に避難経路、避難場所等、自ら理解行動出来る様に頻回に訓練を行った。夜間想定や地震想定訓練等、様々状況を想定した訓練を行い、避難の在り方について検証し課題を明確にした。安全性を考慮した避難体制の確立と対処方法を徹底し、入居者の安全と施設保全に努めた。

【あかり園デイサービス】

デイサービスについては 近隣のデイサービスでも軒並みコロナによりクラスター及び営業休止になる事業所が相次ぎ、デイサービスに通うとコロナウィルスに感染する考えを持たれる利用者、家族も多く、あかり園デイサービスの利用を控える方が増加した。契約者数そのものは前年度と同数であったがコロナウィルスに対する感染対策等を説明し利用を促す活動はしたもののが前年度より大幅な減収となった。

人件費については利用者が減少した事により送迎添乗職員及び入浴職員が余剰になる為、職員の異動等を行い前年度比40%の削減をした。事業費については物価高騰、光熱費高騰の影響を受け大幅に支出が増えたが、年度中の補助金収入の影響は大きく収支差

額は10%となり前年度比3%の増率であった。又、新型コロナウィルス感染者は職員3名であった。

【あかり園居宅介護支援事業所】

介護支援専門員は不特定の利用者及び契約者宅に訪問する機会も多く、外部の方と長時間接触する時間も長い。今年度も年間を通して利用者の家族、関係者でコロナ陽性者が多く発生していた。契約利用者についても家族の感染等で業務が進みにくい事もあった。収入に関しては物価高騰の補助金等により增收。非常勤職員の利用契約者が増えた事により出勤日数が増加し人件費も増加。利益率は5%となり前年度比2%増額となった。

あかり園内で包括支援センターの職員等を招いて開催していた自主勉強会は前年度同様にコロナウィルス感染防止の為中止になった。又、他研修会勉強会も今年度はオンライン会議が中心であった。